

[1] 車扱運賃料金

I. 貸切制運賃率表

関東運輸局

(消費税別途)

	2トン車 まで	4トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を 超え2トン を増す車 種までごと に
10 kmまで	15,790	18,060	19,550	21,050	22,540			
20 "	17,600	20,160	21,880	23,610	25,330	25,750	28,390	2,640
30 "	19,410	22,270	23,140	26,130	28,990	29,980	32,670	2,700
40 "	21,220	24,370	26,400	29,790	33,090	34,170	36,960	2,790
50 "	23,040	26,480	29,630	33,450	37,170	38,370	41,240	2,860
60 "	24,850	28,580	32,890	37,140	41,210	42,560	45,620	3,060
70 "	26,660	30,690	36,150	40,800	45,280	46,790	50,030	3,230
80 "	28,470	32,790	39,380	44,470	49,370	51,000	54,450	3,450
90 "	30,780	35,070	42,640	48,130	53,410	55,190	58,850	3,650
100 "	33,130	37,750	45,880	51,800	57,220	59,400	63,280	3,880
110 "	34,570	39,390	47,910	54,050	59,930	62,000	66,140	4,150
120 "	36,010	41,170	49,910	56,320	62,390	64,600	69,050	4,440
130 "	37,550	43,260	51,920	58,610	64,900	67,200	71,890	4,690
140 "	39,360	45,340	53,930	60,870	67,470	69,820	74,770	4,950
150 "	41,180	47,430	55,960	63,140	70,050	72,410	77,630	5,210
160 "	43,000	49,510	57,960	65,410	72,600	75,030	80,590	5,560
170 "	44,820	51,600	59,950	67,720	75,170	77,640	83,550	5,900
180 "	46,630	53,690	61,990	69,970	77,740	80,250	86,470	6,230
190 "	48,450	55,770	64,000	72,250	80,280	82,840	89,180	6,340
200 "	50,270	57,860	66,000	74,510	82,850	85,460	92,460	7,000
200kmを超え500kmま で 20kmまでを増すご とに	3,630	4,140	4,550	4,960	5,370	5,780	6,190	610
500kmを超え 50kmまでを増すご とに	9,070	10,360	11,380	12,410	13,430	14,450	15,480	1,310

北陸信越運輸局

(消費税別途)

	2トン車 まで	4トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を 超え2トン を増す車 種までごと に
10 kmまで	12,530	14,560	17,360	18,370	18,680			
20 "	14,070	16,370	18,690	20,440	22,700	24,710	26,930	2,220
30 "	15,600	18,290	22,170	24,240	26,940	28,770	31,500	2,750
40 "	17,530	20,850	25,330	28,160	30,690	32,800	36,090	3,290
50 "	19,680	23,430	28,440	32,070	34,440	36,840	40,650	3,810
60 "	21,800	26,000	31,540	35,510	38,170	40,900	44,970	4,080
70 "	23,940	28,560	34,660	38,950	41,920	44,920	49,310	4,400
80 "	26,070	31,130	37,750	42,370	45,730	48,950	53,610	4,680
90 "	28,190	33,700	40,870	45,800	49,540	53,010	57,970	4,960
100 "	30,360	36,260	44,070	49,360	53,370	57,040	62,280	5,240
110 "	31,670	37,880	46,000	51,600	55,720	59,530	65,140	5,610
120 "	33,000	39,460	47,940	53,720	58,030	62,000	67,940	5,940
130 "	34,320	41,050	49,890	55,900	60,370	64,470	70,750	6,280
140 "	35,630	42,650	51,830	58,070	62,690	66,940	73,580	6,640
150 "	36,960	44,240	53,780	60,250	65,010	69,420	76,410	6,990
160 "	38,280	45,850	55,720	62,430	67,320	71,920	79,220	7,320
170 "	39,610	47,430	57,660	64,610	69,630	74,390	82,020	7,610
180 "	40,910	49,060	59,600	66,770	71,980	76,880	84,800	7,920
190 "	42,240	50,620	61,530	68,950	74,290	79,330	87,590	8,260
200 "	43,560	52,250	63,480	71,130	76,620	81,830	90,400	8,570
200kmを超え500kmま で 20kmまでを増すご とに	3,060	3,540	3,930	4,320	4,710	5,100	5,490	650
500kmを超え 50kmまでを増すご とに	7,640	8,850	9,820	10,800	11,770	12,740	13,720	1,460

[1] 車扱運賃料金

I. 貸切制運賃率表

中部運輸局

(消費税別途)

	2トン車 まで	4トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を 超え2トン を増す車 種までごと に
10 kmまで	14,390	16,530	17,950	19,370	20,790			
20 "	16,080	18,500	19,010	21,700	24,370	25,590	28,190	2,620
30 "	17,770	20,480	22,530	25,720	28,830	29,760	32,780	3,030
40 "	19,460	22,450	25,880	29,510	32,890	33,920	37,350	3,420
50 "	21,150	24,420	29,190	33,200	36,920	38,080	41,900	3,820
60 "	23,120	26,850	32,540	36,830	40,980	42,250	46,340	4,090
70 "	25,500	29,480	35,830	40,480	45,010	46,390	50,800	4,410
80 "	27,870	32,140	39,070	44,090	49,040	50,580	55,290	4,700
90 "	30,180	34,790	42,280	47,730	53,060	54,740	59,680	4,940
100 "	32,540	37,440	45,490	51,390	57,090	58,890	64,080	5,170
110 "	33,950	39,090	47,480	53,640	59,600	61,500	66,940	5,430
120 "	35,350	40,720	49,430	55,880	62,130	64,100	69,770	5,680
130 "	36,770	42,390	51,410	58,140	64,660	66,700	72,620	5,930
140 "	38,170	44,030	53,410	60,400	67,140	69,280	75,460	6,190
150 "	39,590	45,670	55,350	62,680	69,650	71,870	78,340	6,470
160 "	40,990	47,330	57,330	64,930	72,180	74,460	81,170	6,710
170 "	42,420	48,960	59,310	67,180	74,670	77,040	84,030	6,990
180 "	43,810	50,610	61,300	69,430	77,180	79,640	86,860	7,220
190 "	45,210	52,270	63,240	71,690	79,730	82,250	89,760	7,510
200 "	46,620	53,900	65,220	73,940	82,230	84,850	92,640	7,790
200kmを超え500kmま で 20kmまでを増すご とに	3,380	3,870	4,270	4,670	5,070	5,470	5,870	610
500kmを超え 50kmまでを増すご とに	8,440	9,680	10,670	11,670	12,660	13,650	14,650	1,530

近畿運輸局

(消費税別途)

	2トン車 まで	4トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を 超え2トン を増す車 種までごと に
10 kmまで	14,330	16,490	17,920	19,360	20,790			
20 "	16,020	18,460	19,780	22,310	24,480	25,610	28,460	2,850
30 "	17,710	20,430	23,010	25,990	28,400	29,820	33,090	3,280
40 "	19,400	22,400	26,260	29,630	32,360	33,990	37,690	3,700
50 "	21,300	24,380	29,480	33,260	36,310	38,160	42,240	4,080
60 "	23,620	26,920	32,730	36,920	40,300	42,350	46,740	4,400
70 "	25,980	29,580	35,950	40,580	44,240	46,530	51,130	4,600
80 "	28,300	32,220	39,160	44,230	48,190	50,710	55,510	4,800
90 "	30,620	34,890	42,450	47,860	52,140	54,890	59,870	4,990
100 "	32,980	37,540	45,650	51,540	56,100	59,070	64,270	5,200
110 "	34,430	39,180	47,640	53,770	58,530	61,660	67,000	5,350
120 "	35,860	40,850	49,630	56,020	60,940	64,240	69,780	5,540
130 "	37,300	42,480	51,630	58,280	63,370	66,870	72,560	5,690
140 "	38,750	44,130	53,660	60,520	65,790	69,420	75,310	5,890
150 "	40,190	45,780	55,660	62,790	68,240	72,050	78,100	6,060
160 "	41,620	47,440	57,630	65,080	70,630	74,620	80,860	6,250
170 "	43,090	49,060	59,620	67,300	73,070	77,210	83,630	6,420
180 "	44,510	50,710	61,640	69,590	75,480	79,810	86,380	6,580
190 "	45,950	52,350	63,650	71,830	77,940	82,390	89,160	6,750
200 "	47,410	54,000	65,650	74,110	80,330	85,000	91,950	6,950
200kmを超え500kmま で 20kmまでを増すご とに	3,370	3,870	4,270	4,670	5,070	5,470	5,870	610
500kmを超え 50kmまでを増すご とに	8,430	9,680	10,680	11,670	12,670	13,670	14,660	1,540

[1] 車扱運賃料金

I. 貸切制運賃率表

中国運輸局

(消費税別途)

	2トン車 まで	4トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を 超え2トン を増す車 種までごと に
10 kmまで	13,000	15,060	16,450	17,830	19,220			
20 "	14,580	16,920	18,290	20,500	23,230	24,350	26,990	2,640
30 "	16,160	18,770	21,450	23,750	26,810	28,290	31,170	2,890
40 "	17,970	20,930	24,620	27,080	30,360	32,220	35,320	3,100
50 "	20,170	23,520	27,840	30,490	33,980	36,170	39,510	3,340
60 "	22,360	26,080	30,800	33,620	37,360	40,070	43,650	3,580
70 "	24,550	28,640	33,770	36,830	40,840	44,010	47,830	3,820
80 "	26,740	31,220	36,760	40,070	44,350	47,960	52,010	4,050
90 "	28,960	33,790	39,800	43,350	47,860	51,870	56,140	4,280
100 "	31,200	36,380	42,860	46,620	51,410	55,660	60,200	4,540
110 "	32,560	38,020	44,920	49,040	54,120	58,190	63,010	4,820
120 "	33,970	39,660	46,980	51,490	56,840	60,710	65,780	5,070
130 "	35,370	41,290	49,080	53,930	59,540	63,220	68,560	5,350
140 "	36,750	42,920	51,100	56,340	62,290	65,740	71,320	5,590
150 "	38,130	44,550	53,020	58,810	65,010	68,270	74,180	5,920
160 "	39,520	46,200	55,040	61,250	67,720	70,800	76,960	6,160
170 "	40,920	47,830	57,070	63,680	70,420	73,320	79,730	6,410
180 "	42,310	49,480	59,090	66,090	73,130	75,830	82,510	6,680
190 "	43,700	51,100	61,120	68,550	75,860	78,350	85,320	6,950
200 "	45,080	52,730	63,150	70,970	78,560	80,870	88,100	7,220
200kmを超え500kmま で 20kmまでを増すご とに	3,140	3,620	4,010	4,410	4,800	5,190	5,590	540
500kmを超え 50kmまでを増すご とに	7,850	9,060	10,040	11,010	11,990	12,970	13,940	1,340

九州運輸局

(消費税別途)

	2トン車 まで	4トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を 超え2トン を増す車 種までごと に
10 kmまで	12,370	14,370	15,770	17,080	18,430			
20 "	13,890	16,160	19,090	21,540	23,950	24,730	27,350	2,630
30 "	15,500	18,270	22,220	25,100	27,860	28,770	31,760	2,990
40 "	17,640	20,830	25,330	28,570	31,760	32,800	36,190	3,390
50 "	19,800	23,390	28,450	32,050	35,660	36,830	40,610	3,780
60 "	21,980	25,960	31,570	35,520	39,560	40,870	44,940	4,070
70 "	24,130	28,530	34,670	39,000	43,440	44,900	49,280	4,370
80 "	26,270	31,100	37,810	42,440	47,340	48,950	53,580	4,630
90 "	28,440	33,650	40,910	45,600	51,210	52,980	57,900	4,940
100 "	30,580	36,210	44,010	48,830	54,770	57,010	62,230	5,210
110 "	31,920	37,820	45,990	51,130	57,480	59,530	65,090	5,560
120 "	33,260	39,410	47,930	53,570	59,820	62,030	67,900	5,870
130 "	34,600	41,010	49,890	55,950	62,130	64,540	70,760	6,230
140 "	35,930	42,610	51,820	58,040	64,550	67,060	73,630	6,580
150 "	37,270	44,220	53,750	60,210	67,010	69,590	76,450	6,860
160 "	38,590	45,820	55,690	62,510	69,490	72,080	79,310	7,220
170 "	39,940	47,430	57,620	64,790	71,930	74,600	82,150	7,540
180 "	41,260	49,020	59,580	67,060	74,380	77,110	84,990	7,870
190 "	42,610	50,610	61,510	69,320	76,810	79,610	87,820	8,210
200 "	43,930	52,210	63,450	71,610	79,280	82,130	90,660	8,530
200kmを超え500kmま で 20kmまでを増すご とに	3,020	3,500	3,890	4,270	4,660	5,050	5,430	660
500kmを超え 50kmまでを増すご とに	7,560	8,750	9,720	10,680	11,650	12,620	13,580	1,450

II. 時間制運賃率表

(消費税別途)

			2トン車 まで	4トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を 超え2トン を増す車 種までごと に	
基 礎 額	8 時 間 制	基礎走行キロ	関東	39,060	45,790	49,830	53,860	57,900	59,780	64,770	5,020
		2トン車まで	北陸信越	31,280	37,440	43,360	50,270	56,280	58,280	63,620	5,380
		100キロメートル	中部	35,710	42,130	44,220	49,710	54,430	59,560	64,590	5,060
		2トン車を 超えるもの	近畿	35,580	42,040	45,260	49,900	54,540	59,480	64,400	4,920
		130キロメートル	中国	32,420	38,640	43,410	50,400	56,240	58,520	63,530	5,010
			九州	30,890	36,980	42,670	49,510	55,380	57,810	63,250	5,450
	4 時 間 制	基礎走行キロ	関東	23,440	27,470	29,890	32,320	34,740	37,160	39,590	2,700
		2トン車まで	北陸信越	18,770	22,470	24,660	28,780	31,940	34,300	37,460	3,160
		50キロメートル	中部	21,430	25,280	25,340	28,510	32,220	33,990	36,690	2,710
		2トン車を 超えるもの	近畿	21,350	25,220	25,360	28,500	32,230	33,990	36,600	2,600
		60キロメートル	中国	19,450	23,180	24,710	28,830	31,940	34,470	37,100	2,630
			九州	18,530	22,190	24,420	28,480	31,600	34,080	37,230	3,150
	加 算 額	基礎走行キロを 超える 場合は、10 キロメートル までを増す ごとに	関東	620	660	680	770	840	850	880	40
			北陸信越	480	550	660	740	810	840	870	40
中部			470	540	610	680	770	860	910	60	
近畿			610	670	700	770	850	860	900	40	
中国			470	540	660	770	780	810	870	60	
九州			400	460	480	550	580	660	720	60	
基礎作業時間を 超える 場合は、1 時間までを 増すごとに <small>(4時間制の場合であって、午前 から午後 にわたる 場合は、 正午から 起算した 時間によ り加算額 を計算し ます)</small>		関東	3,820	4,000	4,030	4,500	4,990	5,280	5,790	510	
		北陸信越	2,880	3,440	4,180	4,740	5,260	5,420	5,940	520	
		中部	3,430	3,590	4,310	4,770	5,320	5,600	6,090	510	
		近畿	3,400	3,560	4,280	4,770	5,300	5,600	6,090	510	
		中国	3,020	3,480	4,210	4,750	5,280	5,480	5,980	510	
		九州	2,840	3,430	4,150	4,730	5,240	5,400	5,920	520	

III 諸料金

1. 待機時間料

(消費税別途)

時間		2トン車 まで	4トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を 超え2トン を増す車 種までごと に
30分までごと に	関東	1,670	1,750	2,070	2,350	2,600	2,710	2,930	250
	北陸信越								
	中部								
	近畿								
	中国								
	九州								

2. 地区割増料

(消費税別途)

	2トン車 まで	4トン車 まで	6トン車 まで	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	14トン車 まで	14トン車を 超え2トン を増す車 種までごと に
東京都特別区 大阪市	1,080	1,140	1,360	1,460	1,600	1,680	1,850	170
住民基本台帳に基づく人口が50万人 以上の都市 (2020年1月1日時点の対象都市: 札幌市・仙台市・宇都宮市・さいたま市 川口市・千葉市・船橋市・八王子市 川崎市・横浜市・相模原市・新潟市・静岡市 浜松市・名古屋市・京都市・堺市・神戸市 岡山市・姫路市・広島市・松山市・北九州市 福岡市・熊本市・鹿児島市)	630	750	860	960	960	1,080	1,200	120

IV. 運賃割増率

1. 品目割増

項目	内訳	割増率
易損品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機械及びその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその部品又は付属品 4. 度量衡器及びその部品	3割以上の臨時の約束による。
危険品	1. 高圧ガス取締法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については、5割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	10割以上の臨時の約束による。
特殊物件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	2割
	2. 屍体	5割
汚わい品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	4割
貴重品、高価品	貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。

2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さその長さの1割を加えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8メートル以上又は長さが12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時の約束による。
--	----------------

3. 特殊車両割増

冷蔵車・コンクリートミキサー車	2割
冷凍車	3割

4. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る。	3割
---	----

5. 冬季割増

地域	期間	割増率
北海道	自11月6日 至4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の 全県	自12月1日 至3月31日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・八幡平市・滝沢市・九戸郡・二戸郡・上 閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡		
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡		
岐阜県のうち、高山市・飛騨市・下呂市・郡上市・大野郡		

6. 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る。	2割
------------------	----

7. 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	3割
----------------------	----

V 消費税及び地方消費税の加算（免税対象となる取引は除く）

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

VI 貸切運賃料金適用方

（1）距離制運賃料金適用方

（適用地域）

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸切って運送する場合、貨物の運送を受託する営業所が存する地域ごとに適用します。

（特殊運賃との関係）

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等にあつて、別途これらに関する運賃及び料金の届出を行った場合には適用しません。

（運賃料金計算の基本）

3. （1）運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
（2）車両が2両以上連結して運送される場合であつて、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。
ただし、荷主が異なるとき又は、発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車とします。

（運賃計算の方法）

4. （1）運賃は使用車両の最大積載量（標記トン数といいます。以下同じ）及び運送距離によって、運賃率表に掲げてある金額（基準運賃といいます。以下同じ）の上限30%、下限10%の範囲内で計算します。
（2）割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上限30%、下限10%の範囲内で計算します。

（端数の処理）

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
（1）計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。
（2）計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

（キロ程の計算）

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。
ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路によります。

（割増率及び割引率が重複する場合の計算）

7. 2種類以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

(運賃計算の特例)

8. (1) 積載貨物（貨物の性質上、積み重ねて積載することができない貨物を除きます。）が標記トン数の50%以下のときは、直近下位のトン数の車両の運賃を適用します。この場合、容積貨物にあたっては1立方メートル280キログラムに換算します。
- (2) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両トン数を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両のトン数にかかわらず当該基準車両のトン数による運賃を適用することができます。

(個建契約運賃)

9. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される（1）の各号に該当する貨物の運送契約（文書をもって運送契約を締結したものに限り）をする場合には、運送区間ごとに（2）の式により算出した1個当たりの運賃に適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限り、なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

(1) ①単一品目であること

②荷姿が一定していること

③1個の重量又は容積が一定していること

(2) 基準車両（運賃計算の対象となる車両）のトン数による基準運賃

$\frac{\text{当該貨物の基準車両積載可能個数} \times 0.7}{\text{基準車両の積載可能個数}}$

(品目別割増)

10. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物、又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(特大品割増)

11. 貨物の長さ（高さを含みます）、重量又は容積が特に大ききときは、所定の割増率を適用します。

(特殊車両割増)

12. 特殊車両を使用した場合は、所定の割増率を適用します。
ただし、積載した貨物に品目別割増を適用した場合には適用しません。

(悪路割増)

13. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

$\text{悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃} \times 0.3$

(冬期割増)

14. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出

した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

(休日割増)

15. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

16. 深夜・早朝割増の適用時間（午後10時から午前5時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.3

(長期契約割引)

17. 3ヶ月以上にわたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限り）により、継続かつ反復して運送される貨物（1回の運送距離が200キロメートルを超えるものに限り）については、基準運賃に対して15%以内の割引率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

18. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ100キロメートル以上の運送に限り）を行う場合であって、次の（1）又は（2）のときには往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。

ただし、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

（1）往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合

（2）往路の荷主が復路の貨物をあっせんし、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

(積込料又は取卸料)

19. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には、積込料又は取卸料として実際に要した費用を収受します。

（1）車上における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。

（2）作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。

（3）積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

(待機時間料)

20. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間（荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は26の附帯業務を行う場合における待機した時間を含みます。）が30分を超える部分については、待機時間に応じて所

定の待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(地区割増料)

2 1. 貨物の発地又は着地が、東京都（特別区に限ります。）又は、住民基本台帳に基づく人口が50万人以上の都市の場合には、所定の地区割増料を収受します。

ただし、貨物の発地及び着地が同一都市又は隣接都市の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(パレットの使用等)

2 2. J I S規格のパレット（荷主側の提供したものに限り。）の使用により積卸作業時間が短縮された場合には、4及び5により計算した運賃に割引を適用します。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

2 3. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。

(2) 前号により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は1円単位に四捨五入します。

(計算の順序)

2 4. 運賃及び料金は、次の順序により計算します。

①使用車両及び運送距離による運賃の計算

②割増率及び割引率の適用

③上限30%、下限10%幅の適用

④5による運賃の端数処理

⑤パレット使用等による減算

⑥諸料金（端数処理を含む）の計算

⑦2 3による加算

⑧実費の計算

(実費負担)

2 5. 次項に定める荷役費用及び荷主の要求により要する次に掲げる費用は実費として収受します。

(1) 有料道路利用料

(2) 架装費用

(3) その他運送に関連して求められるサービスに対する費用

2 6. 荷送人又は荷受人の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業、車両上における貨物の積替えその他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

2 7. フェリーボート利用料（自動車航送船利用）

運転区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。

{使用車両の航送料（助手に係る旅客運賃を含む）

+航送期間中の固定費（1時間当たりの待機時間料相当額×航送所要時間）} × 2

（その他）

28. 運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

(2) 時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

1. この運賃及び料金は、距離制運賃によることを適切としない運送又は荷主との契約で、これによることとした運送に適用します。
2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

(キロ程及び時間の計算)

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでに行います。

(従業員)

4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用方の準用)

5. 距離制運賃料金適用方の1. 2. 4. 5. 7. 10から16. 23から28までは時間制運賃料金を適用する場合に準用します。